

令和4年4月19日

税務研修会

【源泉所得税】

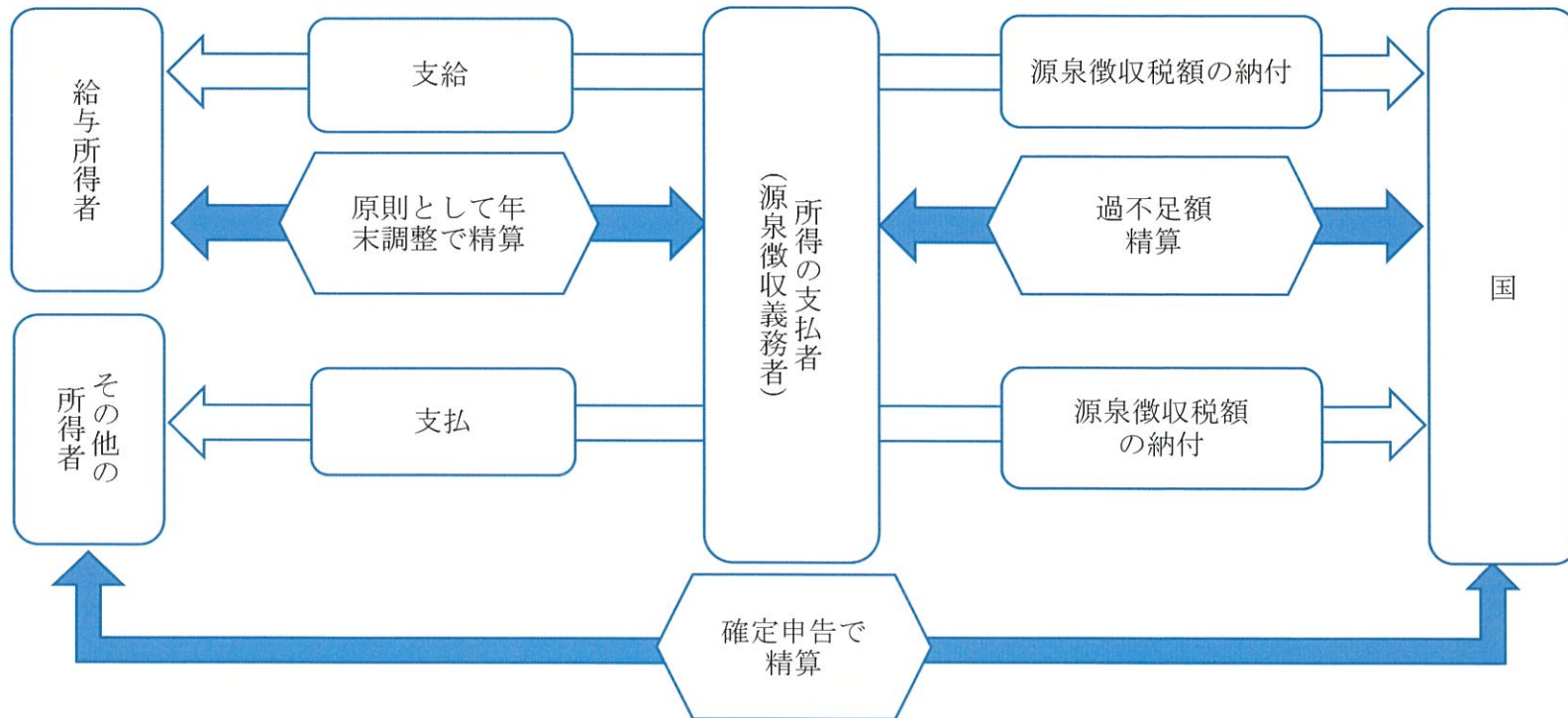
初めての源泉徴収事務(給与編)

公益社団法人 麴町法人会

I 源泉徴収制度

1 源泉徴収制度の仕組み

一定の所得の支払者（源泉徴収義務者）が
その所得を支払う際に
所定の方法により所得税額を計算し
支払金額からその所得税額を差し引いて
国に納付する



2 源泉所得税及び復興特別所得税の納税地

納税地の所轄税務署に納付

納 税 地	原則	所得の支払事務所等の「その支払の日における所在地」 (支払事務所等の移転があった場合は、移転後の事務所等の所在地)
	特例	内国法人の支払う剰余金の配当等は、「その内国法人の本店の所在地」 など

3 源泉徴収の対象となる所得の範囲

その所得の支払を受ける者の区分により次のとおりとなっています。

支払を受ける者	源泉徴収の対象とされている所得の種類
居住者 (国内に住所を有する個人又は現在まで 引き続いて1年以上居所を有する個人)	利子等、配当等、給与等、退職手当等、報酬・料金など
内国法人 (国内に本店又は主たる事務所を有する 法人)	利子等、配当など
非居住者(居住者以外の個人)及び 外国法人(内国法人以外の法人)	給与等の人的役務の提供に対する報酬など

※ 「住所」とは、各人の生活の本拠いい、生活の本拠であるかどうかは客観的事実によって判断
「居所」とは、その人の生活の本拠ではないが、その人が現実に居住している場合

4 源泉徴収をする時期

原則	「所得を支払う時」
特例	配当等についてその支払の確定した日から1年を経過した日までにその支払がない場合、「その1年を経過した日」 など

5 源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納付

(1) 納付期限

原則	「所得を支払った月の翌月10日」
例外	非居住者又は外国法人に対し国外において所得を支払った場合、「所得を支払った月の翌月末日」 など

※ 納付期限の日が土曜、日曜又は祝日に当たる場合 その休日明けの日

※ **納付期限までに納付されない場合 延滞税や不納付加算税を負担することになります！**

納期の特例

- ① 給与の支給人員が常時10人未満である源泉徴収義務者
- ② 所轄税務署長に「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出
- ③ 給与等や退職手当等、税理士等の報酬・料金について源泉徴収した所得税等

源泉所得税の区分	納期限
1月から6月までに支払った所得から源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税	7月10日
7月から12月までに支払った所得から源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税	翌年1月20日

(2) 納付の手続

e-Taxを利用して納付するか又は「所得税徴収高計算書（納付書）」を添えて最寄りの金融機関若しくは所轄の税務署で納付

〔設例〕 納期の特例の承認を受けている源泉徴収義務者の場合

最初と最後の支払年月日

「納期等の区分」欄に記入した期間内における各月ごとの実人員の合計数

整理番号をお忘れなく!!

最初と最後の支払年月

納期等の区分
0401
0406

××市××2-2-2
株式会社 ○○商店

本 税 276969
延 滞 税
合 計 額 ¥276969

納付する税額の合計額

令和4年1月から6月までに支払った俸給・給料等の合計額とその税額

令和4年6月29日に支払った使用人分の賞与とその税額

令和4年1月から6月までに支払った税理士報酬の合計額とその税額

法人の役員・職務に対して支払った賞与について記載します。

＜納付する税額がない場合＞
所得税徴収高計算書（納付書）は、所轄の税務署にe-Taxにより送信又は郵便若しくは信書便により送付又は提出してください。

所得税徴収高計算書（納付書）の種類	略号	左の納付書を使用する所得の種類
給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書（納付書）（一般用及び納期特例用）	給	給与所得、退職所得及び弁護士、税理士等の報酬・料金
報酬・料金等の所得税徴収高計算書（納付書）	報	弁護士、税理士等の報酬・料金以外の報酬・料金等、生命・損害保険契約等に基づく年金及び公的年金等

II 給与所得の意義

1 給与所得の範囲

俸給や給料、賃金、賞与のほか、諸手当やこれらの性質を有する給与（物や権利等の給与により受ける経済的利益）も含まれる

2 現物給与の取扱い

区分	取扱い
住宅等の貸与	社宅や寮等は無償又は低額の賃貸料で貸与することによりその使用人等が受ける経済的利益は、給与所得に該当。 一定の算式により求めた賃貸料相当額以上の賃貸料を使用人等から徴収している場合等は課税されません。
金銭の無利息貸付け等	金銭を無利息又は低い利息で貸し付けたことによる経済的利益は、給与所得に該当。 災害、疾病等により臨時的に多額な生活資金を要することとなった人に対してその資金に充てるために貸し付けた場合等は課税されません。

など

3 非課税とされる給与

区分	取扱い
通勤手当等	交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券については、1か月当たりの合理的な運賃等の額、自転車や自動車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当については、通勤距離に応じて定められた金額までは課税されません。

など

4 給与所得の収入すべき時期

区分		収入すべき時期
一般の給与	契約又は慣習その他株主総会の決議等により支給日が定められているもの	その支給日
	支給日が定められていないもの	支給を受けた日
役員に対する 賞与	株主総会の決議等により算定の基礎となる利益の指標の数値が確定し支給金額が定められるものその他利益を基礎として支給金額が定められているもの	決議等があった日
		各人ごとの具体的支給金額を定めていない場合

Q 当社の給与規程では、毎月1日から末日までの勤務実績を基に、翌月10日に給与を支給します。

12月中の勤務実績の給与は、翌年1月10日に支給しますが、いつの年分の給与となりますか？

A 契約や慣習により支給日が定められている給与は、その支給日が収入の確定する日(収入すべき時期)になります。

したがって、翌年1月10日が支給すべき日となり、翌年分の所得となります。